

# 「昭和の名検事」証拠の見方指南

問 「被告が捜査段階で自白し、公判で否認した事件はどうすればいいのか」

答 「自白調書を除いて、被告を犯人と認定できる証拠があるかどうかを吟味する」

問 「白白調書だけで有罪にできないのか」

答 「白白調書の中に真犯人しか供述できない事実（秘密の暴露）があれば、物証や目撃証人がなくとも有罪にできる」

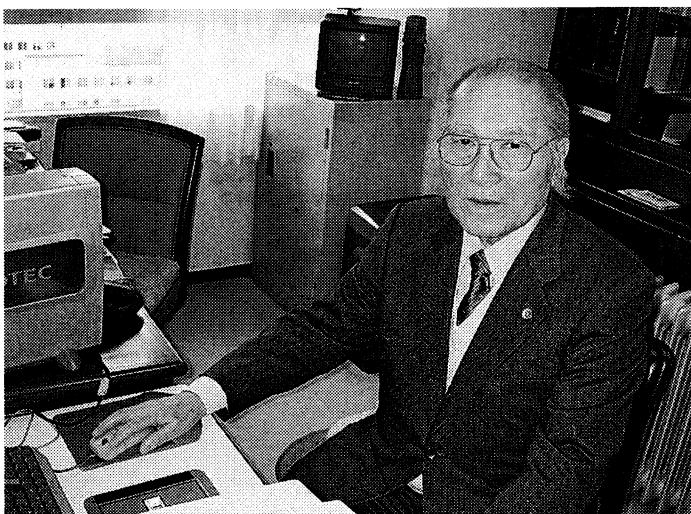
小鳥さんが執筆する裁判

員読本の一節だ。裁判員制度の対象となる殺人事件を想定し、自白や物証など証拠の見方を問答形式で解説している。

平成二十一年五月までに始まる裁判員制度に向けて、元広島高検検事長の小鳥信勝弁護士（四）・兵庫県弁護士会一が、刑事裁判に提出される証拠の見方を解説した「裁判員読本」の執筆を進めている。小鳥さんは「昭和の名検事」で知られる存在だが、執筆の目的はそのイメージとは異なる冤罪（えんざい）の防止。「冤罪こそ国家権力による最大の罪。検察を愛するからこそ率直に指摘したい」。捜査・公判の実務を知り尽くす大物検察OBならではの実践的な指南書になりそうだ。

(牧野克也)

詳細に説明している。小鳥さんは昭和二十五年に検事任官。事件の指向性を見極める「見通しの小鳥」と異名をとり、奈良地検次席検事時代には汚職事



「裁判員読本」を執筆する小島信勝弁護士

自らの苦い教訓胸に執筆中

る摘発第二号の事件として 小鳩さんは「今も誤った大きく報じられ、凶器は発見込み捜査で冤罪は生み出されずに、男の着衣に被害者の血液反応もなかつたが、小鳩さんは自白と目撃証言をもとに起訴した。しかし男は公判で否認している。

止には心を碎いたという。というのは、任官三年目の大阪地検時代に大失敗を犯したからだ。

祭り中の神社で男性が刺殺される事件があり、警察が十六人の目撃者の供述からモンタージュ写真を作り、酷似した男を逮捕した。モノタージュ写真によく準めていた。

小鳩さんは、弁護士活動が一段落した約三年前から「世のため人のために余生をきさせたい」と、冤罪防止研究のホームページ（HP）を開設。裁判員読本もその一環で、既に「初版」をHPに掲載、追加の執筆を進めている。

件など、多数の検察独自捜査を指揮、在任二年半の間に、百五人を逮捕する「記録」を作った。その後も大阪地検特捜部長や最高検刑事部長、仙台・広島両高検検事長を歴任し、五十九年に退職。裁判で目撃証言の信用性が否定されると証拠は自白調書しかなく、無罪に転じ、「一・二審で無罪になりました」と確定した。